

図書委員会細則の一部を改正する細則(案)

令和七年 月 日公布
 令和七年 月 日施行
 (令和七年細則第 号)

図書委員会細則の一部を次のように改正する。

第三十六条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 図書館棟発表会をはじめとした、人文学等の研究発表会の運営に関すること。

第三十九条第二項から第四項までの規定中、「書籍管理課長」を「書籍貸出課長」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この細則は、令和七年六月十三日から施行する。

(参考)図書委員会細則 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(広報局の所掌業務)	(広報局の所掌業務)
第三十六条 広報局は、次に掲げる業務をつかさどる。 一・二 (略)	第三十六条 広報局は、次に掲げる業務をつかさどる。 一・二 (略) 三 図書館棟発表会をはじめとした、人文学等の研究発表会の運営に関すること。
三 (略)	四 (略)
(書籍貸出課の所掌業務)	(書籍貸出課の所掌業務)
第三十六条 (略)	第三十六条 (略)
2 前項第四号で定める督促は、返却期限を過ぎても、利用者が返却を行わなかった場合、当該利用者が所属する組の委員を介して、直ちに行わなければならない。この場合、 <u>書籍管理課長</u> は、図書委員会の名で、当該利用者に対して督促状を発行することができる。	2 前項第四号で定める督促は、返却期限を過ぎても、利用者が返却を行わなかった場合、当該利用者が所属する組の委員を介して、直ちに行わなければならない。この場合、 <u>書籍貸出課長</u> は、図書委員会の名で、当該利用者に対して督促状を発行することができる。
3 書籍管理課長は、前項で定める督促を行った上で、当該年度末の二箇月前までに、当該利用者による書籍の返却がなされなかった場合、当該利用者について、委員長及び委員会顧問に対し、報告を行い、当該利用者への処分について協議しなければならない。	3 書籍貸出課長は、前項で定める督促を行った上で、当該年度末の二箇月前までに、当該利用者による書籍の返却がなされなかった場合、当該利用者について、委員長及び委員会顧問に対し、報告を行い、当該利用者への処分について協議しなければならない。
4 <u>書籍管理課長</u> は、自主管理本の利用者が、自主管理本を甚だしく汚損し、若しくは破損し、又は紛失したとき、現品又は相当の代価を以て弁償させることができる。ただし、 <u>書籍管理課長</u> は、この処分を執行する前に、当該利用者及び当該処分について、委員長及び委員会顧問と協議しなければならない。	4 <u>書籍貸出課長</u> は、自主管理本の利用者が、自主管理本を甚だしく汚損し、若しくは破損し、又は紛失したとき、現品又は相当の代価を以て弁償させることができる。ただし、 <u>書籍貸出課長</u> は、この処分を執行する前に、当該利用者及び当該処分について、委員長及び委員会顧問と協議しなければならない。